

(設置)

第1条 [神奈川大学学則第4条](#)の規定に基づき、神奈川大学に神奈川大学人間科学研究所(以下「研究所」という。)を置く。

(目的)

第2条 研究所は、人間科学に関する研究・調査を行い、人間科学の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、[前条](#)の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 人間科学に関する研究及び調査
- (2) 研究資料の収集及び整理
- (3) 研究会、講演会、セミナー等の開催
- (4) 受託研究・調査及びその支援
- (5) 共同利用機器・設備の管理運営
- (6) その他研究所の目的を達成するために必要な事業

(所員等)

第4条 研究所の所員は、神奈川大学の人間科学を専門とする専任教員とし、必要により専属の所員若干名を置くことができる。

- 2 その他必要と認められる場合は研究所に、特別研究員、客員研究員を置くことができる。
- 3 特別研究員は、神奈川大学大学院各研究科博士後期課程を修了した者又は単位取得満期退学した者で、かつ、研究所を所属機関とする日本学術振興会特別研究員に採用されたものを対象とする。これに該当する者のうち当該研究科委員長又は指導教授からの推薦がある者について、所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。この場合において、特別研究員の研究期間は日本学術振興会特別研究員の採用期間を限度とする。
- 4 客員研究員は、学外(国外を含む。)の研究者で、研究所の事業遂行に必要と認められるものを対象とする。客員研究員の資格は、[研究員受入れに関する規程第2条](#)に準ずる。これに該当する者のうち所員の推薦がある者について、所員会議の審議を経て、学長が委嘱する。
- 5 特別研究員及び客員研究員は、所員に準ずる研究上の便宜が供与される。ただし、予算の執行を伴うものについてはこの限りでない。
- 6 特別研究員及び客員研究員の申請にあたっては、所定の申請書を所長に提出しなければならない。ただし、特別研究員の申請にあたっては日本学術振興会特別研究員申請書の写しをもってこれにあてる。

(所長)

第5条 研究所に所長1名を置く。

- 2 所長は、所務を統轄し、研究所を代表する。
- 3 所長は、所員会議において選出し、学長が委嘱する。
- 4 所長の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。
- 5 所長が任期中辞任したときは、その残任期間をもって後任者の任期とする。

(常任委員)

第6条 研究所に常任委員若干名を置く。

- 2 常任委員は、所長を助けて研究所の運営にあたる。
- 3 常任委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 4 常任委員は、所員会議において選出し、学長が委嘱する。

(事務職員)

第7条 研究所に事務職員若干名を置く。

(所員会議)

第8条 所長は定期的に、かつ、必要に応じ、所員会議を招集する。

- 2 所員会議は研究所の運営に関し審議する。

(経費)

第9条 研究所の経費は、大学予算等をもって支弁する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、所員会議の審議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。